

岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																	
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>		<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、<u>医療研修室</u>、<u>医療安全管理室</u>、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、 <u>医療研修室</u> 、 <u>医療安全管理室</u> 、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]	
決裁権者	代決権者																		
	第1順位者	第2順位者																	
院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]																		
決裁権者	代決権者																		
	第1順位者	第2順位者																	
院長 診療部、診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）、診療支援室、 <u>医療研修室</u> 、 <u>医療安全管理室</u> 、感染管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]																		

[略]
[略]

(3) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨時的任用職員（病院に勤務する臨時的任用職員を除く。）の任免に関する事。
- (2)・(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(6)～(16) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 臨時的任用職員の分限に関する事。
- (3) 臨時又は非常勤の嘱託員（医師及び歯科医師を除く。）並びにこれらの者に準ずる者の任免及び分限に関する事。

(4)～(9) [略]

[略]

給与担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員（本庁の職員に限る。）の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関する事。
- (3)～(6) [略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

[略]
[略]

(3) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 会計年度任用職員（病院に勤務する会計年度任用職員を除く。）の任免に関する事。
- (2)・(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(6)～(16) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 会計年度任用職員の分限に関する事。
- (3) 臨時的任用職員の任免及び分限に関する事。

(4)～(9) [略]

[略]

給与担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員（本庁の職員に限る。）の通勤の実情の確認及び通勤手当の額の決定又は改定に関する事。
- (3)～(6) [略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第7号に掲げるものを除く。

(1)～(6) [略]

(7) 臨時的任用職員 (医師及び歯科医師に限る。) の任免に関すること。

(8) 臨時又は非常勤の嘱託員 (医師及び歯科医師に限る。) の任免に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) 臨時的任用職員 (医師及び歯科医師を除く。) の任免に関すること。

(7) 時間制職員の雇用に関すること。

(8) [略]

(9) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表

(1)～(6) [略]

(7) 会計年度任用職員 (医師及び歯科医師に限る。) の任免に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第7号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) 会計年度任用職員 (医師及び歯科医師を除く。) の任免に関すること。

(7) [略]

(8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の額の決定又は改定に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表

の右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

の右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第8号、第10号、第11号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第12号及び第19号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。